

改 正 案	現 行
<p>（通関業許可申請書の添付書面）</p> <p>第一条 通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号。以下「法」という。）第四条第二項に規定する財務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。</p> <p>一 申請者の住民票の写し又はこれに代わる書面及び履歴書（申請者が法人である場合には、その定款、登記事項証明書並びに役員（法第六条第八号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）の名簿及び履歴書）</p> <p>二七 （省 略）</p>	<p>（通関業許可申請書の添付書面）</p> <p>第一条 同 上</p> <p>一 申請者の住民票の写し又はこれに代わる書面及び履歴書（申請者が法人である場合には、その定款、登記簿の謄本並びに役員（法第六条第八号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）の名簿及び履歴書）</p> <p>二七 同 上</p>